

## 入札（見積）書

令和 年 月 日

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

住 所

代表者の氏名

代理人氏名

入札説明書に指示された事項を承知のうえ、下記のとおり入札します。

記

役務名 複写サービス業務 一式

入札 (見積) 金額		円／カウント
------------------	--	--------

## (ご注意)

- 落札決定に当っては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札（見積）者は消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約額の110分の100に相当する金額（消費税抜き）（円未満は小数点以下第2位まで）を入札（見積）書に記載してください。
- 入札（見積）書に記載された金額の100分の110に相当する金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもつて、申込みがあったものとします。

# 委任状

令和 年 月 日

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

住 所  
名称又は商号  
代表者の氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1 代理 人 住 所

氏 名

2 委任事項

執行年月日 令和 年 月 日

役務名 複写サービス業務

数 量 一式

上記役務の委託に係る入札（見積）に関する一切の権限

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

申 請 者  
郵 便 番 号  
住 所

名称又は商号代表者氏名

令和8年2月9日付けで公告のあった「複写サービス業務」に係る一般競争入札に参加したいので、入札に参加する資格等の確認について、下記のとおり資料を添えて提出します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

## 1 調達件名

複写サービス業務 一式

## 2 物品調達等競争入札有資格者登録番号

N o.

## 3 添付書類

- (1) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証する書類（応札仕様書及びカタログ）
- (2) 調達する賃貸借物件に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証する書類（適合及びアフターメンテナンス等体制証明書）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないことを証する書類（誓約書）

本件責任者：氏名	連絡先
担当者：氏名	連絡先

## 調達物品の規格（仕様）への適合及びアフターサービス等体制証明書

令和　年　月　日

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

令和8年2月9日付けで公告に示された複写サービス業務については、下記のとおり、調達物品の規格（仕様）に適合した製品を確実に納入できるとともに、調達する賃貸借物件に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明いたします。

記

1 調達物品の規格（仕様）について  
入札公告及び入札説明書、別添カタログのとおり

2 アフターサービス、メンテナンス体制

※アフターサービス、メンテナンス体制については、部門ごとに所在地、電話番号を記入すること。

本件責任者：氏名  
担当者：氏名

連絡先  
連絡先

## 誓 約 書

令和 年 月 日

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

本件責任者：氏名  
担当者：氏名

連絡先  
連絡先

## 誓 約 書

令和 年 月 日

チャレンジいばらき県民運動理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴殿が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。なお、貴殿の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴殿が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい ・ いいえ  
(いずれかを○で囲む)

2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい ・ いいえ  
(いずれかを○で囲む)

3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい ・ いいえ  
(いずれかを○で囲む)